

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十八号）（運転免許課）

一 趣旨

道路交通法施行令等の一部改正に伴い、運転免許試験手数料等の額の改定等をするための改正

二 内容

(一) 道路交通法施行令等の一部改正に伴う手数料の改定

(例) 普通自動車運転免許に係る運転免許試験手数料

(指定自動車教習所を卒業した者等以外の者)

(現行) 二, 二〇〇円 ↓ (改正後) 二, 五五〇円

(二) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う手数料の改定

(例) 火薬類運搬証明書交付手数料

(現行) 二, 四〇〇円 ↓ (改正後) 二, 一〇〇円

三 施行期日

平成三十年四月一日から施行する。